前橋市災害時受援計画

平成31年2月

前 橋 市

目 次

	日	
第1章	章 総 論	
1	し 受援計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	2 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	3 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 応援・受援に関するこれまでの経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2)国・県の動きを踏まえた受援体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	1 本計画の対象とする支援の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)人的支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2)物的支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3)受援想定期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	5 本計画の発動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	5 経費の負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1)自治体に対する費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2)協定団体に対する費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章	章 人的支援	
1	し 人的支援のスキーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1)被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱に基づくもの ・・・・・・・	6
	(2) その他の国が関与するスキームで派遣されるもの ・・・・・・・・・・・	8
	(3)災害時応援協定に基づくもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4) ボランティア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	2 受援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
	(1) 受援班の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
	(2) 指揮命令者等の明確化 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
	(3)受援班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
3	3 受援対象業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2
4	1 受援の流れ・手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5
	(1) 受援の必要性の判断 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
	(2)応援要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
	(3)受援の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
	(4) 応援職員等の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
	(5) 受援による業務の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
	(6)受援の終了 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
第3章	物的支援	
1	基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	8
2	物資調達供給の枠組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	9

	(1) 本部事務局室への物資担当の設置 ・・・・・・・・・・・・ 2	2 2
	(2)物資集積拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 2
5	受援の流れ・手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 4
	(1)避難所における物資ニーズの把握 ・・・・・・・・・・・・・ 2	2 4
	(2) 他市町村からの支援物資の直接搬送 ・・・・・・・・・・・・・ 2	2 4
	(3)物資集積拠点の選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 4
	(4)避難所配送までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 5
6	グリーンドーム前橋を物資集積拠点とする場合の留意事項 ・・・・・・・・・・ 2	2 6
7	その他留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 7
	(1) 余剰物資の保管場所の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 7
	(2)義援物資の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 7
第4章	災害ボランティアの受入れ	
第4章 1		2 8
-1 1	ボランティア活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 8 2 9
1	ボランティア活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 災害ボランティアセンターの設置・運営・・・・・・・・・・・・ 2	
1	ボランティア活動の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 災害ボランティアセンターの設置・運営 ・・・・・・・・・・ 2 (1)設置の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 9
1	ボランティア活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9 2 9
1	ボランティア活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9 2 9 2 9
1	ボランティア活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9 2 9 2 9 2 9
1	ボランティア活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9 2 9 2 9 2 9

第1章 総論

1 受援計画策定の趣旨

大規模な災害が発生した場合、基礎的自治体である市町村は、地域防災計画に基づき住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有している。

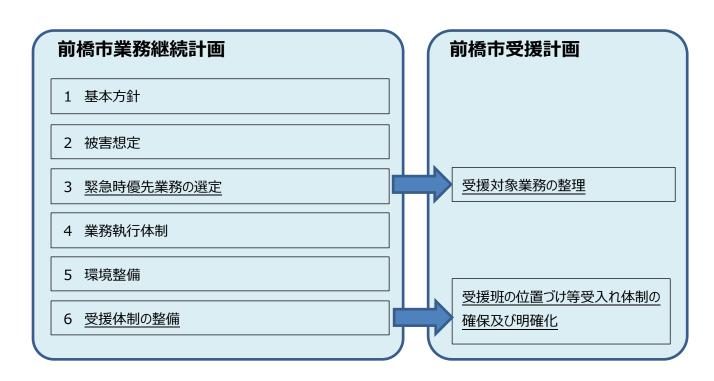
しかしながら、東日本大震災、関東・東北豪雨、平成28年熊本地震などの過去の大規模な災害では、職員や庁舎の被災等により行政機能が低下し、被災自治体だけでは十分な災害対応が困難であることが明らかとなっている。また、近年、このような大規模な災害が発生すると、全国の自治体から職員の派遣や物資の提供などの支援が積極的に行われる傾向にある。

一方で支援を受け入れる側の準備が十分でないため、こうした支援を最大限活用できないこと が課題となった。

以上のような状況から、受援に必要な体制を平時から整備することが重要であり、本市で災害が発生した場合に外部からの支援を円滑に受け入れるため、「前橋市災害時受援計画」を策定することとした。

2 本計画の位置づけ

本計画は、前橋市地域防災計画の下位計画として独立した計画であり、前橋市業務継続計画 (BCP)を補完する計画として策定する。前橋市業務継続計画で定めた「緊急時優先業務」の実効性を確保するため受援対象業務を整理し、不足する資源を外部から効果的に受け入れる受援体制及び手続き等について定めるものとする。



3 計画策定の背景

(1) 応援・受援に関するこれまでの経緯

平成7年12月 災害対策基本法の改正 (阪神・淡路大震災を契機)

・地方公共団体相互の協力や相互応援に関する協定の締結に関する規定が追加 (5条の2、8条第2項第12号)

平成24年6月 災害対策基本法の改正 (東日本大震災後 第1弾)

・自治体間応援の対象業務を発災直後の緊急性の高い応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、 施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大(67条、68条、74条)

平成24年9月 防災基本計画の修正

・地域防災計画に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先、受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとすると記載

平成25年6月 災害対策基本法の改正(東日本大震災後第2弾)

・国に対する災害応急対策全般に係る応援の要求に関する規定が創設(74条の3)

平成26年1月 防災基本計画の修正

・災害応急対策等に係る業務を行なう企業と国・地方公共団体との協定締結の促進

(2) 国・県の動きを踏まえた受援体制

国では、防災基本計画に、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みの導入について規定がされ、平成28年熊本地震では実際にプッシュ型による支援が行われた。

また、県においても群馬県災害時受援・応援計画を平成29年9月に策定し、県と市町村の 役割分担等を定めるとともに、被災市町村への応援手順等を定めている。

このような状況を踏まえ、本市においては、国や群馬県からの人的支援及び物的支援を円滑 に受け入れるため、各計画との整合性を図りながら、受援体制を構築していくものとする。

4 本計画の対象とする支援の範囲

本計画では、災害発生時に行なわれる外部からの人的支援及び物的支援を対象とする。人的支援のうち、自治体職員の支援については、災害対策基本法及び相互応援協定に基づく「応援」を対象とし、復旧・復興期における支援である地方自治法に基づく「派遣」については対象外とする。

(1) 人的支援

緊急消防援助隊 (消防組織法第44条等)

自衛隊(災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条)

他自治体職員

避難所運営支援、住家被害認定調査、罹災証明、保健師派遣等

○被災市町村市区町村応援職員確保システム(内閣府)、各省庁業務計画

〇災害時相互応援協定(中核市、練馬区、北区、新潟市など)

ボランティア

一般ボランティア、専門職ボランティア団体、技術系プロボノ団体

他自治体職員(地方自治法 252 条の 17 に基づく派遣)

道路等の災害復旧、区画整理など身分の異動を伴う長期の派遣

初動期

応急期

復旧期(初期)

復旧期 (中期以降)

復興期

(2)物的支援

(調達方法)

県(国によるプッシュ型を含む)からの調達

協定締結団体からの調達

他市町村からの救援物資による調達

(物 流)

集積場所

輸送

(3) 受援想定期間

発災時から1ヶ月を目安とするが、被害規模によっては、一部1ヶ月以降の応援受入れも想 定される。

	応援の種類	発災から	3 時間から	24 時間から	4日目から	1週間から	1ヶ月以降
		3 時間程度	24 時間程度	72 時間程度	1週間程度	1ヶ月以内	
	消防機関	←					
ı	自衛隊	+				—	
人	自治体		←				-
的	協定締結民間団体			4		-	
	ボランティア				←		-
	国プッシュ型				4	-	
物的	協定締結民間団体					-	
印入	自治体						

(参考) 平成28年熊本地震の例 4/14前震 4/16本震

・応急給水 4/15~5/6 延べ 4,286人 ※翌日~

・避難所運営 4/17~5/18 延べ 11,629人 ※翌日~

・物資輸送・配布 4/19~4/26 延べ 281人 ※3日後~

・災害ごみ収集 4/21~7/1 延べ 6,114人 ※5日後~

・応急危険度判定 4/21~5/1 延べ 2,090人 ※5日後~

・罹災証明 4/24~7/1 延べ 4,237人 ※1週間後~

・家屋被害調査 4/27~9/30 延べ 14,496人 ※1週間後~ (以上熊本市資料より)

・自衛隊 4/16~5/9 ※当日~ (自衛隊報告書より)

・緊急消防援助隊 4/14~4/27 ※当日~ (消防庁報告書より)

その後緊援隊から熊本県内応援隊・北九州市、福岡市消防局が引き継ぎ支援(5/5まで)

5 本計画の発動

本計画は災害発生時に人的資源及び物的資源が不足する場合に発動するが、発動要件を次のとおり設定する。

ア 市内で震度 6 弱以上を観測した場合

過去の事例では、震度 6 弱以上の場合に甚大な人的被害、建物被害等が発生しており、他の 地方公共団体等から先遣隊が派遣されることが想定されるため。

イ 河川の氾濫などにより、大規模な被害が生じ、災害対策本部長が必要と認めた場合

6 経費の負担

(1) 自治体に対する費用

応援を受けるような状況では、災害救助法の適用を受けていることが想定されるが、災害救助法に基づく救助に要した費用は、都道府県が支弁することとなる。よって、群馬県が各都道府県に、または各都道府県を通じて応援市町村に対して求償手続きの要請を行なう。

【参考】平成28年熊本地震(救助法適用)における経費精算

○救助法対象業務にかかる支援 熊本県が全国都道府県に対して求償を依頼

各都道府県が市町村分も含めて熊本県へ求償

○救助法対象外業務にかかる支援 各応援市町村が負担 → 特別交付税対応

(2)協定団体に対する費用

各協定内容に基づき、負担する(基本的に本市が負担)。その後救助法業務にかかるものに ついては、群馬県に求償を行う。

費用負担について、平成30年7月豪雨の際、中核市市長会にて救助法、特別交付税措置、協定に基づく請求について整理をしたため、参考とする(資料編のとおり)。

※主な受援業務における災害救助法対象経費

受援業務	災害救助法適用経費
災害対策本部支援	・対象外(応急救助でないため)
避難所運営	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費
	・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費
	※救助法の救助物資外(化粧品等)の仕分け業務は対象外
給水車の派遣	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費
	・車両の燃料代、高速道路代
	※給水車の水については、原則対象外
保健師等の派遣	・職員の時間外勤務手当及び出張旅費
住家被害認定調査	・対象外(応急救助でないため)
罹災証明書交付業務	
応急危険度判定業務	・対象外(応急救助でないため)
ごみ収集車の派遣	・対象外(応急救助でないため)

[※]救助法適用経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

[※]その他については、特別交付税に関する省令第3条第1項各号により応援市町村に特別交付税措置

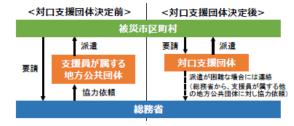
第2章 人的支援

1 人的支援のスキーム

- (1) 被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱 (総務省 H30.3) に基づくもの
 - 第1段階支援 関東ブロック内で対口支援方式
 - 第2段階支援 第1段階支援では不足する場合に全国地方公共団体から派遣
 - ※対口支援方式・・・被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当て支援する方式
 - ① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 対口支援団体 →被災地域ブロック幹事都道府県 →確保調整本部 第1段階支援 だけでは対応困難 応援職員の派遣 ●第1段階支援。 ➡ 第2段階支援 だけでは対応困難 (被災地域ブロック内を中心とした (全国の地方公共団体による応援職員の支援) 地方公共団体による応援職員の派遣) 被災市区町村 被災市区町村応援職員確保調整本部 (全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省(事務局)) 広援職員の必要性の 無等について把握 ● 情報の収集及び共有、総合的な調整を実施 それぞれ現地(被災都道府県)に要員を派遣 被災都道府県 被災市区町村応援職員確保現地調整会議 ● 全国の都道府県及び指定都市による応援職員の派遣 被災都道府県内の地方公共団体 による応援職員の派遣だけでは 対応困難であることを連絡 の調整を実施 (全国知事会、全国市長会、全国町村会、 指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県、 被災都道府県、総務省(事務局)) ※都道府県(区域内市区町村を含む。)分は全国知事会、 指定都市分は指定都市市長会を中心に調整 ● 被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則と して1対1で被災市区町村に割り当て、対口支援団体 総務省 道府場にあっては 道府県にあっては 砂塩内原にあっては 区域内の市区町村と 一体的に支援 <震度6弱以上の地震が観測された等 区域内の市区町村と の場合には、関係機関との間で情報の収集、共有を実施> 一体的に支援

この他、災害マネジメント総括支援員が派遣される。

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 (「災害マネジメント総括支援員」の派遣)



災害マネジメント総括支援員

総務省へ都道府県・指定都市の推薦を受けて登録されている。災害対応の知見があり、管理職の経験があるもの

※平成30年7月豪雨時の事例・・・資料編参照

※応援職員確保システムの流れ概要

(発災当初)

- ・被災都道府県(群馬県)が、市町村に対する応援職員の派遣の必要性、派遣要請人数、災害マネジメント総括支援員の派遣の必要性を把握する。
- ・被災都道府県(群馬県)は、総務省、被災地域ブロック幹事都道府県に情報提供するととも に、群馬県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは不足する場合には、その旨併せ て連絡する。
- ・総務省は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会とともに「被災市区町村 応援職員確保調整本部(以下「確保調整本部」)」を設置する。
- ・確保調整本部は、被災都道府県(群馬県)の庁舎内に「被災市区町村応援職員確保現地調整 会議(以下「現地調整会議」)」を設ける。

(第1段階支援)

- ・ 被災都道府県(群馬県)は、県内地方自治体だけでは不足する場合に、被災地域ブロック幹事都道府県を通じ、被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、応援職員の派遣について協力を依頼する。
- ・上記の依頼があった場合、現地調整会議は被災都道府県(群馬県)と協議の上、被災市町村 毎に原則 1 対 1 で対口支援団体を決定 する。
- ・確保調整本部は、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼する。 被災都道府県(群馬県)は、被災市町村に対して現地調整会議の決定事項を連絡する。
- ・対口支援団体は、連絡を受けた場合、被災市区町村(前橋市)に連絡要員(LO)を派遣する など、ニーズ等を把握する。
- ・対口支援団体(都道府県)は、区域内市区町村に対し、一体的支援を行うための調整を行う。

(第2段階支援)

- ・対口支援団体は、被災市区町村(前橋市)と協議の上、第2段階支援の必要性について被災 地域ブロック幹事都道府県に連絡する。
- ・被災ブロック幹事都道府県は、被災都道府県(群馬県)と協議の上、確保調整本部に対し、 第2段階支援の必要性について連絡する。
- ・確保調整本部は、応援職員の派遣調整を行なう。全国知事会が都道府県との調整を、指定都市市長会が指定都市との調整を行なう。
- ・確保調整本部は上記の調整結果を被災地域ブロック幹事都道府県に連絡する。被災地域ブロック幹事都道府県は、対ロ支援団体及び被災都道府県(群馬県)に連絡する。

 対ロ支援を行う被災市区町村に連絡する。

(2) その他の国が関与するスキームで派遣されるもの P14のとおり

(3) 災害時応援協定に基づくもの

ア 単独協定締結状況

自治体	防災部門担当課	電話	FAX	衛星電話番号
東京都北区	防災課	03-3908-8184	03-3908-4016	_
東京都練馬区	防災計画課	03-5984-1327	03-3993-1194	-
新潟県新潟市	危機対策課	025-226-1143	025-224-0768	5-015-491-10
新潟県柏崎市	防災・原子力課	0257-21-2316	0257-21-5980	5-015-621-10
新潟県湯沢町	総務管理課	025-784-3451	025-784-1818	5-015-601-211
埼玉県熊谷市	危機管理室	048-524-1152	048-525-9051	5-011-202-333
群馬県吉岡町	町民生活課	0279-26-2243	0279-54-8681	5-422-6300

※東京都北区は物資支援協定

- ※東京都練馬区以下は応援職員派遣を含む総合的な応援協定であり、概ね以下のとおり
- ・被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- ・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- ・救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- ・救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- ・ボランティア等の斡旋 など

イ その他の協定締結状況

○中核市災害相互応援協定

被災し、応援要請を行なう場合は、所属ブロックの幹事市に応援要請を行なう。本市は北海道・東北・関東ブロックに所属し、毎年度7月の総会で幹事市が変わるため、その都度確認を行う。

ブロック内で対応ができない場合は、幹事市から会長市に要請が行なわれ、全国を 6 チームに分けた応援チームに応援要請が行なわれる。

※平成30年7月豪雨では上記によらず倉敷市に対し全国中核市から派遣された。

ブロック等	中核市
北海道・東北・関東ブロック	宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、前橋市、高
(関東地方ブロック)	崎市、藤沢市、越谷市、川口市、水戸市、つくば市
本市が所属する応援チーム	旭川市、前橋市、豊田市、高槻市、姫路市、高知市、鹿児島市、呉市、
	福島市

○首都圏県都市長懇話会構成市による協定

自治体	防災部門担当課	連絡先	締 結 内 容
宇都宮市	危機管理課	028-632-2053	(1) 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
水戸市	地域安全課	029-232-9152	(2) 被災者の救護・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資
千葉市	危機管理課	043-245-5151	機材及び物資の提供
横浜市	危機管理課	045-671-2171	(3) 救護・救助及び情報収集の活動に必要な車両等の提供 (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
さいたま市	防災課	048-829-1126	(5) 救援・救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
甲府市	防災課	055-237-5331	(6) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
			(7) 教育機関への被災児童・生徒の受入れ 等

○北関東・新潟地域連携軸推進協議会構成市町村による協定

新潟市、長岡市、柏崎市、加茂市、湯沢町、前橋市、**高崎市**、伊勢崎市、渋川市、沼田市、玉村町、みなかみ町、

佐野市 、足利市、栃木市、小山市、水戸市 、ひたちなか市、茨城町 ※幹事市

北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定水戸市、宇都宮市、高崎市、前橋市

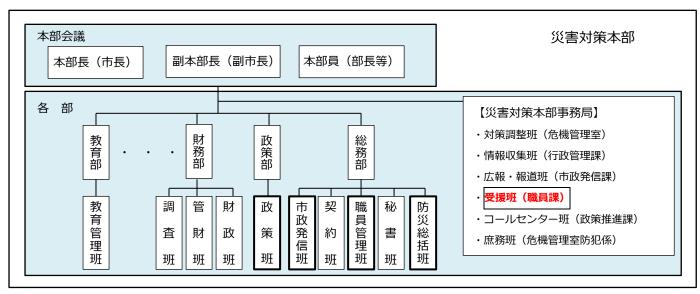
(3) ボランティア 第4章参照

2 受援体制

(1)受援班の設置

過去の大規模災害では、災害対策本部の中に応援・受援を総括的に担当する組織がなく、応援要請が遅れたり、庁内の受援のニーズを把握できずに支援申出を断ったケースや、多種多様な枠組みによる支援を把握しきれないといった課題が生じた。

このため、人的支援の受け入れの全体調整窓口として災害対策本部事務局内に「受援班」を設ける。受援班は、人的支援に関する全体調整、行政機関等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を行なう。



※太枠の班は業務の一部を災害対策本部事務局の業務として実施する

(2) 指揮命令者等の明確化

応援を受け入れる業務ごとに指揮命令者及び受援担当者を明確にする。

- ①指揮命令者 応援職員等に対して業務に関する指揮命令を行なう職員 (当該業務の担当所属長を想定)
- ②受援担当者 応援職員等の受け入れに関して、必要な情報共有を行い、受援班と連絡調整を 行なう実務責任者(当該業務の担当所属における係長を想定)

(3) 受援班の役割

受援班は主に以下の事務を担当する。

- ① 庁内における人的ニーズのとりまとめ (誰を、いつまで、どのくらい、応援が必要か)
- ② 各班からの要請に基づく庁内人員調整、外部への応援要請
- ③ 要請段階における応援団体との連絡調整、各班への取次ぎ
- ④ 庁内における人的な受入れ状況の把握(誰を、いつまで、どのくらい、応援を受けているか)

<応援要請にかかる役割分担>

自衛隊等

- ●自衛隊への応援要請は防災総括班(危機管理室)が行う。
- ●緊急消防援助隊への応援要請は消防局警防課が行う。

自治体

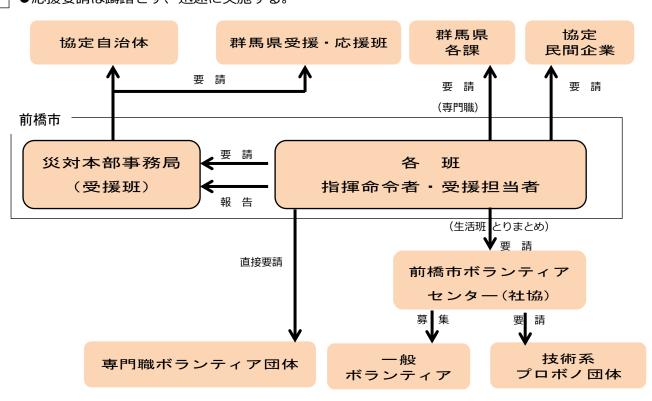
- ●国等の主導により応援ルールが確立されている専門職の応援要請は、各担当課が直接 要請を行う。(保健師、応急危険度判定、水道など) P14参照
- ●その他の業務について、受援班が庁内各部を取りまとめ、県または協定締結自治体に応援 要請を行う。

協定等

- ●協定締結民間団体については、各班が直接応援要請を行なう。
- ●一般ボランティアについては、各班が生活班を通し市ボランティアセンターに要請を行う。
- ●専門職ボランティア団体(医療救護、ヘルパー、社会福祉士等)については、各班が直接 団体等に要請する。

共通

- 各班が直接応援要請を行なった場合は、受援班に状況報告を行ない、受援班は市全体 の受援状況を随時把握しておく。
- ●応援要請は躊躇せず、迅速に実施する。



3 受援対象業務

過去の大規模災害において、被災自治体の要請等に基づき応援が行なわれた業務を中心に、応援を受ける業務を予め以下のとおり整理する。受援班は太枠の部分を取りまとめて応援要請を 行う。なお、No1 ~No3 については、各課からの要請をまたず、本部事務局で検討のうえ応援要請を検討・実施する。

		7 8 15 1101		(2) シンヌ明とよたり、 不能手切的で採用シブルが放文明と			支援団体					
No	担当班	主担当課	業務名	業務内容	自治体 (県含む)	民間 協定	一般 ボラ	専門 ボラ	他	始期	必要とする職種	協定団体等
1	防災総括班	危機管理室	災害対策本部事務局運営	市が実施する災害対策活動に対する補助(助言)、及び協定団体からの先遣 隊、リエゾンを連絡調整者として受入れる。	•				•	発災 6 時間後~	被災経験自治体への 要請を検討	国交省高崎河川国道事務所 群馬県行政県税事務所 等
2	教育管理班	教)総務課	避難所運営業務	避難者の受付、名簿の作成、物資ニーズの把握、物資・食事の配給、物資の 整理	•					発災 12 時間後~	ı	
3	物流拠点班	公営事業課	物資輸送拠点運営	支援物資について、トラックから荷下ろし、種別毎に仕分け、避難所への搬送トラックへの積み込み、在庫管理を行なう。	•	•	•			発災 12 時間後~	_	日本通運、関東西濃運輸、ヤマト運輸、 佐川急便、青年会議所
4	廃棄物班	ごみ減量課	災害廃棄物関係業務	ごみ収集(一般、災害ごみ等)、仮置場での分別指導、処理委託事務等	•					発災 72 時間後~	廃棄物担当課経験者	
5	教育指導班	学校教育課	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア、学校再開に向けた支援 等	•				•	発災 1 週間後~	教職員	EARTH
6	調査班	市民税課	罹災証明書申請受付	罹災証明書の申請受付、住家に係る被害認定調査結果等	•	•			•	発災 1週間後~	_	群馬県行政書士会前橋支部 財務省前橋財務事務所
7	調査班	資産税課	被害認定調査 (一次調査)	罹災証明書の申請により、住宅の被害認定調査を行い、指定パソコンに調査 結果を登録する。	•					発災 1週間後~	家屋評価経験者が 望ましい	
8	調査班	資産税課	被害認定調査 (二次調査)	罹災証明書の申請により、住宅の被害認定調査を行い、指定パソコンに調査 結果を登録する。	•					発災 1 ヶ月後~	家屋評価経験者が 望ましい	
9	社会福祉班	社会福祉課	被災者支援申請受付業務	被災者支援金、義援金、見舞金等の申請受付等	•					罹災証明開始 後		
10	都市計画班	建築住宅課	応急仮設住宅等申請受付業 務	建設型応急仮設、みなし応急仮設 申請受付等	•					罹災証明開始 後		
11	衛生防疫班	衛生検査課	動物救護関係業務	被災ペットの受入れ	•				•	発災 1週間後~	獣医師(自治体)	
12	道路公園班	道路管理課	道路・橋梁・河川の復旧	緊急輸送道路を中心に、道路の啓開作業、応急復旧を実施	•	•				発災 1ヶ月後~	土木職(自治体)	群馬県建設業協会前橋支部
13	教育管理班	教育施設課 建築住宅課	市有施設の応急復旧	市有施設の応急復旧	•	•				発災 1ヶ月後~	建築職(自治体)	群馬県建設業協会前橋支部
14	教育管理班	教育施設課 建築住宅課	市有施設の電気設備及び機 械設備の復旧	被害のあった市有施設等の電気設備及び機械設備の改修を行う。	•	•				発災 1 ヶ月後~	建築職(自治体)	前橋電設協会、前橋電気センター
15	都市計画班	建築指導課	被災建築物応急危険度判定	市職員と応援職員の判定チームにより、被災建築物の応急危険度判定を実施 する。	•					発災 72 時間後~	建築職(自治体)	
16	都市計画班	建築指導課	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、擁壁・ 宅盤・法面等の危険度を分類する。	•					発災 72 時間後~	土木職(自治体)	
17	上水道班	水道整備課	上水施設の応急復旧	水道管の漏水調査及び漏水修理	•	•				発災	土木職(自治体)	前橋管工事共同組合

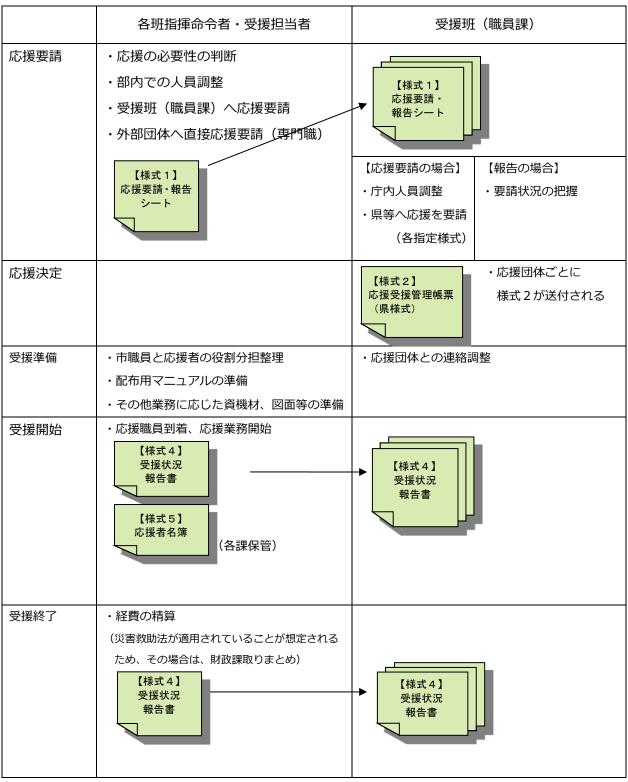
						支援団体						
No	担当班	主担当課	業務名	業務内容	自治体	民間	一般	専門		始 期	必要とする職種	協定団体
					(県含む)	協定	ボラ	ボラ	他			
18	下水道班	下水道施設課	下水施設の応急復旧	下水道管路施設の一次調査、応急復旧	•	•				発災	土木職(自治体)	前橋管工事共同組合
19	上水道班	経営企画課	応急給水	断水時に、避難所へ給水車を派遣する。日本水道協会を通じ応援を受ける。	•					発災	水道局職員	川口市、宇都宮市、水戸市、県内市町村
20	医療保健班	健康増進課	避難所巡回健康相談	避難所における被災者の健康相談、感染症予防対策指導、エコノミー症候群 の予防指導の実施 等	•					発災 72 時間後~	保健師、看護士	
21	医療保健班	健康増進課	在宅避難者への訪問	避難所から自宅に戻った要支援者の家庭訪問	•					発災 72 時間後~	保健師、看護士	
22	医療保健班	健康増進課	栄養状態の把握	避難所における食事提供の状況把握、アレルギー対応、介護食等の必要性の 判断等	•			•		発災 72 時間後~	管理栄養士	
23	医療保健班	保健総務課	医療救護所の運営	各避難所における救護所対応 一定規模の避難者数の避難所に開設し、医療 チームの派遣を受ける(救助法適用で県の業務)	•					発災 72 時間後~	保健師、看護士	
24	医療保健班	保健総務課	医薬品の調達	救護所等で必要となる医薬品の調達。 県が医薬品卸共同組合、医療機器販売 業協会に流通備蓄を委託しているため、 県へ要請	•					発災 72 時間後~		
25	医療保健班	保健総務課	災害時医療	DMAT、日赤救護班など医療活動チームが不足する場合に県や厚生労働省に 要請				•	•	発災 6 時間後~	医師、看護士	
26	防災総括班	危機管理室	被害情報の収集	必要に応じて、協定団体へ空撮による被害状況の収集を依頼		•				発災 6 時間後~		赤十字飛行隊、アジア航測、 エア・メディア・サービス
27	市民班	市民課	遺体の収容、安置	遺体が多数発生した場合で、収容、安置が必要な場合に、全日本冠婚葬祭互 助協会へ依頼。遺体の搬送は、霊きゅう自動車協会		•				発災 直後~		社団法人全国霊きゅう自動車協会、全日 本冠婚葬祭互助協会
28	管財班	資産経営課	食料、水、物資の調達	物資編参照		•				発災 6 時間後~		ベイシア、コープぐんま、クスリのマル エほか
29	管財班	資産経営課	食料、水、物資の搬送	物資編参照		•				発災 12 時間後~		日本通運、関東西濃運輸、ヤマト運輸、 佐川急便、トラック協会前橋支部、赤帽
30	契約班	契約監理課	燃料の確保	県が群馬県石油共同組合と協定を締結しており、県へ自家発電設備燃料、車両への優先供給について要請。市も協定あり		•				発災 6 時間後~		群馬県石油共同組合前橋支部
31	清掃防疫班	ごみ減量課	仮設トイレの設置	断水時に、避難所へ仮設トイレを設置する。市所有のもののほか協定企業へ レンタルを要請する。搬送は管財班と調整		•				発災 24 時間後~		旭ハウス工業、アクティオ、コーエイ
32	清掃防疫班	ごみ減量課	し尿の収集	避難所へ設置した仮設トイレのし尿収集を要請する。					•	発災 7 2 時間後~		
33	防災総括班	危機管理室	避難所の警備	群馬県警備業協会との協定に基づき、避難所へ警備員の派遣を要請する。		•				発災 12 時間後~		群馬県警備業協会
34	社会福祉班	社会福祉課	福祉避難所の運営	福祉避難所の被災者支援				•		発災 24 時間後~	介護士、社会福祉士	各社会福祉法人
35	教育管理班	教)総務課	調理場における炊き出し	物資編参照		•				発災 24 時間後~		前橋生鮮食料品卸売市場、前橋市農業共同組合、松島商店

<参考>独自の枠組みを持つ支援

省庁名	仕組みの名称 (分野・職種)	主な業務内容	参考資料等	市主担当課
防衛省	自衛官	・避難者等の捜索救助 ・人員及び物資の緊急輸送 ・炊飯及び給水	防衛省防災業務計画	危機管理室
消防庁	緊急消防援助 隊	・避難者等の捜索救助・人員及び物資の緊急輸送・消火活動	消防組織法 消防援助隊運用要綱	消防局
警察庁	警察災害派遣 隊	・救出救助・検視、死体検分及び身元確認の支援・緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導	警察災害派遣隊設置要綱	危機管理室
国土交通省	緊急災害対策 派遣隊 (TEC-FORCE)	・災害情報収集、自治体の災害対策支援(給水 ポンプ車による緊急排水、上空画像提供、照明 車派遣、土砂災害危険箇所の評価等)	国土交通省防災業務計画 災害時応援協定	道路管理課
文部科学省	被災文教施設 応急危険度判 定士	・被災文教施設の応急危険度判定	文部科学省防災業務計画、 被災文教施設応急危険度 判定に係る技術的支援実 施要領 等	教育施設課
文部科学省	専門家	・被災度区分判定(被災建物の状況を踏まえ、 建物を建て直すか、補修するかといった復旧の 方針を決めるための調査)	熊本地震の被害情報 (文部 科学省) に記載有り	教育施設課
文部科学省	スクールカウ ンセラー	・被災児童・生徒の心のケア	熊本地震の被害情報(文部 科学省)に記載有り	学校教育課
厚生労働省	救護班・災害派 遣医療チーム (DMAT)	・域内搬送 ・被災地内の病院支援 ・現場での医療活動	日本 DMAT 活動要領	保健総務課
厚生労働省	災害派遣精神 医療チーム (DPAT)	・災害によって障害された地域精神科医療機関の機能補完 ・避難所、在宅の精神疾患を持つ被災者に対す る継続的で適切な精神医療の提供	災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領	保健総務課
厚生労働省	水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	地震等緊急時対応の手引 き((公社)日本水道協会)	経営企画課
厚生労働省	保健師	・避難所の支援(健康管理、健康教育、受診の 支援、看護・介護サービスの提供、心のケアチ ームとの連携による精神的支援、環境整備、医 療機関情報等情報収集、衛生用品など必要物品 の配布)	厚生労働省防災業務計画	保健総務課
厚生労働省	手話通訳者	・視覚障害者等への避難所等における情報・コ ミュニケーション支援	熊本地震の被害情報(厚生 労働省)に記載有り	障害福祉課
国土交通省	被災建築物応 急危険度判定 士	・家屋等の建築物の危険度判定	熊本地震の被害情報(国土 交通省)に記載有り	建築指導課
国土交通省	被災宅地危険 度判定士	・擁壁等の危険度判定	被災宅地危険度判定実施 要綱 等	建築指導課
国土交通省	下水道事業者、 施工業者	・下水道施設の復旧	・下水道災害時における大 都市間の連絡・連携体制に 関するルール ・下水道事業における災害 時支援に関するルール	経営企画課
環境省	災害廃棄物処 理支援ネット ワーク D. Waste-net	・災害廃棄物の収集運搬活動の支援 ・災害廃棄物の分別の支援 ・一次仮置き場の確保・管理運営、処理困難物 対応等に係る支援 ・生活ごみ、し尿、避難所ごみの収集運搬、処 理に関する支援	環境省防災業務計画	ごみ減量課

地方公共団体の受援体制に関する検討会(第3回) 参考資料から作成

4 受援の流れ・手続き



要請・受援の状況を全体管理

【様式3】 応援要請受援状況 管理表

(1) 受援の必要性の判断

各班は被害状況等から業務量を見積り、参集(可能)職員に対して人員が不足する場合は、各部内で調整するとともに、応援要請を検討する。

- ※受援の必要性を判断するためには、災害の規模を把握することが必要だが、被害の全容が 把握できない時点で、対応能力を超えている可能性が高い。
- ※応援の要請はためらわない。災害はある程度広域的に発生するため、応援要請が早い自治 体に応援が集中してしまう。
- ※応援職員用の宿泊先や食事が確保できない、救助法が適用されていない(費用負担の問題) などの理由により、要請を躊躇したり、申出を断る必要はない。

(2) 応援要請

各班は、人的な応援を要請する場合は、受援班(職員課)に応援要請・報告シート【様式 1】 を使用して要請する。

受援班は各班からの要請に基づき、応援部などの庁内職員を割り当てるとともに、県及び協定締結自治体へ応援要請を行なう。【各様式あり】

また、前述のとおり各班が直接応援要請を行なった場合は、同様に応援要請・報告シート【様式1】を使用して受援班(職員課)に報告をする。

受援班は、応援要請・報告シート【様式1】の提出を受けたら、応援要請受付状況表【様式3】を作成し、以後応援要請状況、応援決定状況を管理する。

(3) 受援の準備

① 応援団体との連絡調整

受援班は応援要請を行なった後に、各団体に連絡調整者の本部待機を要請する。要請先団体に応援受援管理帳票【様式2】の提出を求め、応援人数、職種、期間、到着時期、集合場所等の連絡調整を行ない、その都度各班受援担当者へ伝達を行なう。なお、各業務の専門的知識が必要な場合は、直接各班との調整を依頼する。

宿泊場所は、原則として応援団体側に確保してもらうが、市内では以下の斡旋を検討する。

- ※前橋市旅館ホテル協同組合
- ※前橋競輪選手宿舎 前橋市総社町2丁目5-3 41室162名(要寝袋)

② 必要な資機材の準備

各班は、業務ごとに必要な資機材を可能な限り準備する。

※予め、必要な資機材を把握しておき、持参を依頼する資機材を整理しておく。

③ 配布用マニュアルの準備

各班受援担当者は各業務のマニュアルを整理し、必要に応じて説明会等の準備を行う。

(4) 応援職員等の受入れ

① 応援職員の受付

応援職員が到着したら、応援職員の団体名、氏名、活動期間、宿泊場所等を明記した応援 職員等名簿【様式5】を作成する(各班で保管)。

② 業務の内容等の説明

受援担当者は、業務マニュアル等を活用し、応援職員が行なう業務の内容や手順について、説明を行なう。

③ 受援開始の報告

受援担当者は、受援状況報告書【様式4】を作成し、受援班に報告する。

(5) 受援による業務の実施

① 応援職員等の情報共有

受援担当者を中心に、原則毎日ミーティング等を行い、応援職員等を含めて情報共有を行 なう。

② 応援職員の交代等に係る対応

受援担当者は、応援職員等の交代に際して引継ぎをおこなう。交代に伴ってその都度業務 説明を行なうことにならないよう、派遣期間を重ねて応援職員間である程度引継ぎが出来る ことが望ましい。

(6) 受援の終了

受援の必要性が無くなった場合、見込まれる場合は、応援団体と調整の上、各班で受援終了の判断を行なう。

受援を終了した場合、受援担当者は受援開始時に提出した受援状況報告書【様式4】に追記し、受援班に提出する。

第3章 物的支援

1 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合に、市は避難者(避難所以外の場所に滞留する避難者を含む)に対して、食料、医療、医薬品その他の生活関連物資を提供しなければならない。本市では各指定避難所に最低限必要となる食料、水、毛布等の生活物資を直接備蓄しているものの、避難が長期化した場合は、物資を調達し避難所へ搬送を行う必要がある。

過去の大規模な災害では、国や県、被災地外の地方公共団体、民間企業など多様な主体から物的支援が行われている。しかしながら、物資の調達や輸送、集積場所での仕分け等の業務は、自治体の平時の業務にはなく、熊本地震においても行政だけで避難所へ届けることは困難であることは明らかとなっている。

災害発生時物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部から支援を 受け入れる体制を整備する。

(過去の課題:東日本大震災)

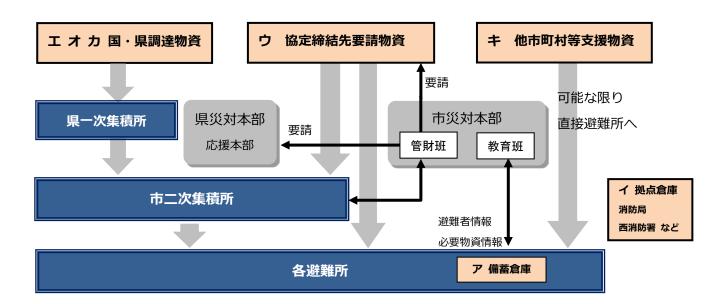
- ・支援物資の供給は、これまで被災地方公共団体からの要請を待って調達するという需要追従型であった。政府においては、被災者に必要な物資に関する情報を得ることができず、「来ない情報」を待っていた。
- ・避難所、避難者の状況把握に時間を要し、災害対応のフェーズに応じて変化する被災者の生活用品へのニーズの変化を十分汲み取った供給を適切なタイミングで行うことができなかった。
- ・県の集積拠点は、荷さばき・在庫管理のノウハウを持たない行政職員が対応したため、政府からの支援物資に加え、 大量の民間からの義援物資で集積拠点はあふれかえり、物資が滞留する事態に陥り、市町村や避難所への移送手段の 手間取りとあいまって、避難所等への配送が滞った。
- ・国土交通省東北地方整備局が中心となって行った「くしの歯作戦」によって、被災地の主要な道路の啓開作業が迅速 に行われたことが、速やかな救命・救助活動、支援物資輸送等につながった。

(過去の課題:熊本地震)

- ・支援物資は届いているが、職員も被災し、配布する人手が不足。また、余震がひどく、安全面からボランティアの活用も難しく、物資配布が滞った。
- ・地震により市町の庁舎が損壊し、行政機能が低下。市町の職員は被災者への対応で手いっぱいとなり、避難所の二ー ズ把握にまで手が回らず、県も何が求められているか把握できなかった。
- ・県の集積拠点3箇所が2度の大地震により全て被災して使えなくなったため、新たな集積場所の選定、支援物資の受入れに時間を要した。また、人員不足により仕分け作業に大幅に時間を要した。
- ・災害時の物資調達について、県は民間 10 社と協定を結んでいたが、保管協定は結んでおらず、職員の人員不足により荷下ろしに大幅に時間を要した。
- ・被災者に生活物資が届きにくくなっている状況をうけ、政府は「プッシュ型」の支援体制を導入。隣県にある物流センターなど5箇所の倉庫に物資を集約し、自衛隊、陸運大手が直接被災市町村へ物資を配布した。
- ・「プッシュ型」による支援体制の導入により、避難所へ物資が届くようになる一方、被災者ニーズとのズレや、県、市 町村との情報伝達不足による避難所へ届けられた物資の把握ができなかった。

2 物資調達供給の枠組み

<物資調達ルートと避難所までの物資の流れ>



物資の種類	概要
ア 指定避難所備蓄物資	指定避難所には、防災備蓄倉庫を備えており、必要最低限の食料、水、寝具、トイレ関
	係、発電機を備蓄している。避難所参集職員(備蓄倉庫の鍵保有)は、当該物資を避難
	者へ配布する。
イ 拠点倉庫備蓄物資	消防局、西消防署、グリーンドーム等に間仕切り、おむつ、生理用品等を備蓄しており、
	発災後必要に応じて避難所へ搬送を想定
ウ 市協定物資	ベイシア、フレッセイ、コープぐんま、コストコ等民間企業と協定を締結済み
	東京都北区ほか地方自治体と相互応援協定を締結済み 【資料編参照】
工 県備蓄物資	県内27箇所(市内は地域防災センター(県合同庁舎))に備蓄しており、県への要請後
	市町村物資集積拠点を経由又は直接避難所へ供給される(県応援受援計画より)。
才 県協定物資	サンヨー食品、グンイチパン、フレッセイ、セキチュー、ベイシア、セーブオン、カイ
	ンズ、コンビニ、ブルボン、コメリ災害対策センターなど
カ 国プッシュ型支援	国は防災基本計画において発災後一定期間については、要請を待たずに避難者数に応じ
	て食料等の物資を被災地へ輸送する仕組み(プッシュ型支援)を予め構築するとしてお
	り、平成28年熊本地震においてもプッシュ型支援が行われた。
	発災後4日目から7日目までに必要となる量(8品目)
	食料、毛布、育児用調製粉乳、おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品
	※平成30年7月豪雨では、ダンボールベッドやクーラーなどが支援されている
+ 他市町村等支援物資	全国の市町村や企業から、申出により備蓄物資の提供が行なわれる
	個人から小口の義援物資が送られてくることも想定される。

【備蓄物資詳細は資料編参照】

(枠組み別の供給イメージ)

(11 42-13) or Note 1									
	1日	2日	3日	4日	5日	6日			
避難所備蓄物資	4								
拠点倉庫備蓄物資	4								
市協定物資		\ <u></u>							
県調達物資			<						
国プッシュ型			県集積所	市集積所	1				
他市町村等支援		\langle							

※県調達、国プッシュは県の集積所に一旦集積を行うことが想定されるため、供給が遅くなることを想定

3 避難所への物資搬送の基本的な考え方

- ・前述のとおり過去の大規模災害では、支援物資を拠点に集積、仕分けた上で各避難所へ搬送 することは課題があり、できる限り調達先から避難所へ直接搬送することが効率的である。
- ・発災当初は、他市町村からの支援物資が早いと考えられる。発災当初は避難所の二ーズを把握できないことが想定されることから、

 他市町村からの支援をプッシュ型で直接避難所へ搬送する。
- ・他市町村等からの支援物資は、4トン車以下での搬送をお願いし、直接避難所へ搬送してもらうことを検討する。このため、できる限り各避難所の避難者数を把握することが必要となる。
- ・<u>国プッシュ型物資が集積される4日目を目安にプル型に切り替える</u>。避難所から毎日定時に要請を受け、集積所から配送するスキームを確立する。
- ・国、県調達物資については、国計画、県計画に基づき県一次集積所に一旦集積され、その後市 町村ごとの二次集積所に搬送されることが想定される。このため、物資集積所での荷下ろし、 仕分け、避難所搬送用トラックへの積み込みが生じる。
- ・市拠点倉庫からの搬送については、職員による直送を想定する(避難所への参集職員・応援職員等)。
- (参考) 熊本地震時は、4月16日(土) AM1:25本震が発生し、本市からも物資を支援した。 4月19日(火)(発災4日目)に熊本市の集積所に到着したが、全国からの支援物資が集積所に 集まっており、荷下ろしのためのトラックが40台待ちの状況だった。熊本地震では、集積所から 避難所までの搬送が滞った(ラストワンマイル問題)。





(参考):国プッシュ型支援について

国は「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)」においては、発災から3 日間は自治体及び家庭備蓄による対応を想定しており、発災後遅くとも3日目までに被災県 に届く計画としている。また、支援物資の種類及び量については、下表のとおり予め計画されており、4日目から7日目までに必要となる量が想定されている。

項目	必要量算出式(4日分)
食 料	避難所避難者数×1人1日3食×4日間×1.2
毛 布	避難所避難者数×1人あたり必要枚数2枚-備蓄量
育児用調製粉乳	避難所避難者数× <u>0歳人口比率</u> ×1人1日あたり必要量140g×4日間
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数× <u>0~2歳人口比率</u> ×1人1日あたり必要量8枚×4日間
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005×1 人 1 日あたり必要量 8 枚×4 日間
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×上水道支障率×1 人 1 日あたり使用回数 5 回×4 日間
トイレットペーパー	避難所避難者数×1 人 1 日あたり必要量 0.18 巻×4 日間
生理用品	避難所避難者数×12~51 歳女性人口比率 ×1 人 7 日間あたり必要枚数
	30枚×4/7×1/4

本市想定及び年齢別人口

最大想定避難者数48,000人0歳人口2,326人0歳~2歳人口7,438人12歳~51歳女性人口75,596人

4 受援体制

(1) 本部事務局室への物資担当の設置

前述のとおり、31会議室に災害対策本部事務局を設置するが、管財班業務のうち、「食料の確保、配分及び配送」「生活必需物資の確保、調達、配分、供給」については、31会議室において本部事務局と情報を共有しながら行なうこととする。

また、物流事業者の配送センターを物資集積拠点とした場合など、必要に応じて、協定に基づき物流専門家の派遣を要請し、アドバイスを受けるとともに拠点との連絡調整を要請する。

(主な担当業務)

- ・教育管理・指導班との調整(避難所におけるニーズ把握)
 - ※要配慮者向け物資のニーズ把握は社会福祉班と調整
- ・物資の調達
- ・物資集積拠点の選定、拠点との連絡調整
- ・道路の被災状況の把握 (道路公園班と調整)、輸送ルートの検討
- ・県物資輸送チームとの調整
- ・輸送手段の確保

(2)物資集積拠点

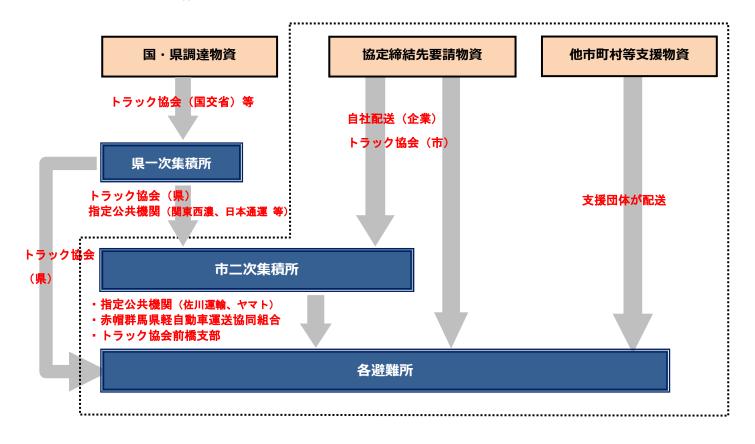
物資集積拠点の候補は以下のとおりである。

拠点候補	所在地	TEL	FAX	面積
日本通運㈱前橋支店	東善町 146 番地	267-0385	267-0389	7,421.49 m
佐川急便㈱前橋支店	上増田町 258 番地 14	290-4800	290-4822	2,575.85 m²
関東西濃運輸㈱前橋支店	飯土井町 400 番地 3	268-5511	268-5518	5,166.00 m
ヤマト運輸㈱群馬主管支店	下佐鳥町 478 番地	265-7733	265-7756	6,801.00 m
グリーンドーム前橋	岩神町 1-2-1	235-2000	232-3892	ሃインイベント፤リア 5,000 ㎡

- ※このほか宮城体育館や道の駅など
- ○災害時における支援物資輸送拠点としての協力等に関する協定
- (日本通運、佐川急便、関東西濃運輸、ヤマト運輸、前橋市の5者協定)
 - (1) 支援物資輸送拠点としての乙施設の利用
 - (2) 支援物資の受入れ及び仕分け並びに甲が指定する避難所等への配送
 - (3) 甲が受け入れた支援物資の一時保管
 - (4) 市が指定する支援物資輸送拠点への 専門家派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

甲:前橋市 乙:4物流事業者

<調達から避難所配送までの搬送役割分担>



群馬県受援・応援計画より

本市は点線部分の運行調整及び集積所の運営を実施することとなる。配送業者については、 県が一次輸送、二次輸送、三次輸送の各区間を担当する輸送事業者の候補者リストを作成する こととしている。

一次輸送:調達先から県物資集積拠点

二次輸送:県物資集積拠点から市町村物資集積拠点

三次輸送:市町村物資集積拠点から各避難所

5 受援の流れ・手続き

(1) 避難所における物資ニーズの把握

管財班は、教育管理・指導班から各避難所の不足物資を把握する。避難所からのニーズを集 約できない段階では、避難者数から断水状況等を考慮の上、必要物資数を見積もる。

(2) 他市町村からの支援物資の直接搬送

他市町村からの支援が必要な場合は、ホームページ等で要請を行ない、事前の連絡を依頼する。他市町村から物資支援の申出があった場合は、4トン車以下で搬送をお願いし、必要物資、 避難所の住所を伝え、直接搬送を依頼する。

【様式6 物資配送管理表】により依頼した避難所及び受領状況等を管理する。

- ・ドライバーと連絡が取れる体制をとってもらうこと
- ・可能な限り職員も一緒に来てもらうこと

(3)物資集積拠点の選定

管財班は、4(2)に記載した拠点候補に、被害の状況及び物資集積拠点として開設可能かどうかを確認し、事務局対策調整班(危機管理室)と協議の上、集積拠点の候補を検討する。 国プッシュ型支援や県に物資調達を要請し物流拠点が必要である場合、管財班は、当該施設の施設管理者に要請を行い、県に報告を行う。

また、協定に基づき、当該開設した物流事業者に災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

(選定にあたっての留意点)

○県一次集積場所の開設場所を県災害対策本部に確認する。

(4) 避難所配送までの流れ【物資集積拠点を経由する場合】

物流拠点班(公営事業課)は、管財班からの連絡・指示を受け、支援物資を受け入れるとともに、物資ごとに仕分けを行ない、積み込み、ドライバーへ配送先避難所を指示する。

<物流拠点班(公営事業課)の役割>

- ・グリーンドームを物流拠点とする場合の開設作業
- ・支援物資の受入れ
- ・物資の仕分け
- ・入庫物資、出庫物資、在庫物資の管理
- ・管財班からの指示を受け、ドライバーへ配送指示

大規模災害時には、タブレットと物資配送システム が導入されているため、同システム導入後はシステ ムにより避難所から発注、配送指示を行なう。

管財班(資産経営課)	物流拠点、ドライバー
○物資集積拠点の選定・協定に基づき開設の要請を行い、必要に応じ災害対策本部への連絡員の派遣を要請する。・運営に必要な人員等について物流事業者と調整	○物資集積拠点の開設 ・物流拠点施設として利用可能なスペースの面積を連絡員 に報告
○物資支援要請・協定締結先又は県に応援要請を行う・【様式2】「応援受援管理帳票」の提出を要請	
○「応援受援管理帳票」の受領 ・管理帳票の右上(送信日時等)を記載の上、物流拠点へ FAX	〇「応援受援管理帳票」の受領 ・管理帳票により団体、量、トラック到着日時を把握
〇職員 の派遣 ・物流拠点へ職員を派遣する。	
〇拠点から避難所への配送車両の確保 ・物資集積拠点を開設した事業者のほか、県が作成した輸送事業者リストを参考に配送を依頼する。 (ヤマト、佐川、西濃運輸、日本通運、トラック協会、赤帽とは協定あり)	
	〇支援物資受け入れ、仕分け
○配送指示・避難所ごとに品目、数量等を一覧にし、拠点へ配送を指示する。【様式 7】配送連絡票	○配送指示受領、積込み・管財班からの指示をもとに【様式7】配送連絡表を作成し、控えをとりドライバーへ指示。
○配送完了の連絡を受ける・避難所へ物資配送を完了したドライバーから電話連絡を 受ける。	・ドライバーは避難所で物資を降ろし、避難所担当職員に 受領サインをもらい、管財班へ電話連絡。

6 グリーンドーム前橋を物資集積拠点とする場合の留意事項

<物資集積拠点(ドーム)必要物品>

(内部調達)

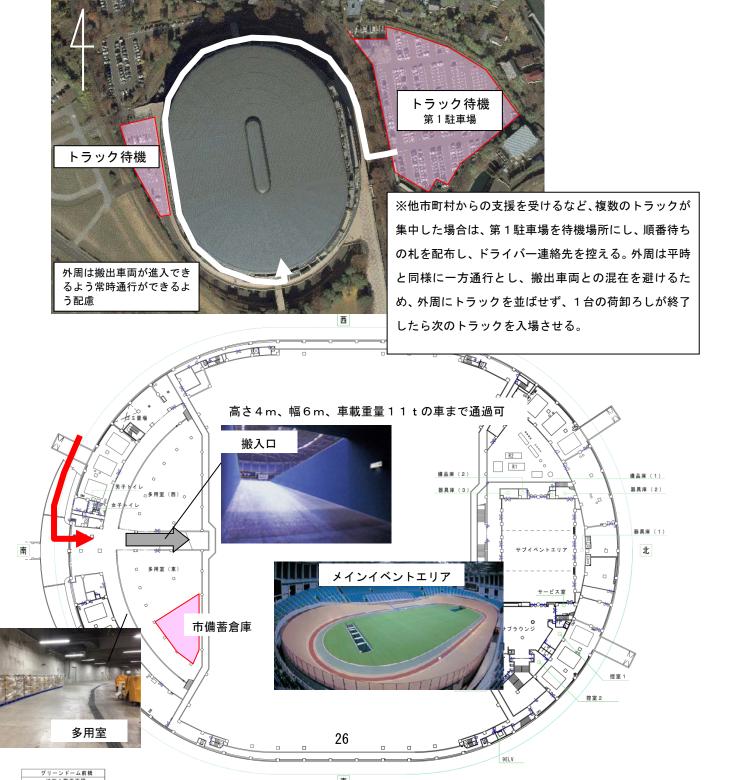
品目表示板、案内版、管内地図、カメラ、携帯電話、避難所一覧、パソコン、軍手、マスク、はさみ、カッター、マジック、メジャー、台車、コピー機、FAX、ドラムコード、トランシーバー

(外部調達)

フォークリフト、パレット、指示灯

※ぐんまフォークリフトセンター(前橋市関根町二丁目1-18) 協定なし

<グリーンドーム前橋 施設利用図>



7 その他留意点

(1) 余剰物資の保管場所の確保

発災後一定期間経過後には、国や他の市町村から送られてくる支援物資に、必要量以上の物資や当面避難所からのニーズがない余剰物資が発生する。こうした物資を物資拠点に保管しておくことは、必要な救援物資の仕分けや配送に支障が出るおそれがあることから、他の場所に移動を検討する。

(大渡体育館、宮城体育館など)

(2) 義援物資の受入れ

被災地外の個人や企業等から、善意により物資提供の申し出がされる。この場合、物資の充足度合、物資拠点の状況、受入れに伴う仕分けや配送の体制や手段の確保等を勘案し、受入れを判断する。ただし、個人からの支援は、小口になりその多くが避難者まで届かないことが過去の災害で発生していることから、個人からの支援は原則として受け付けないこととし、確実に被災者に届く義援金のお願いをする。

(参考) 平成30年7月豪雨 倉敷市の例

物資集積所:市内体育館

ヤマト運輸が運営(仕分け等は応援職員)



避難所では導入されたタブレットを使用し システムにより本部へ要請(IBM)



第4章 災害ボランティアの受入れ

災害発生直後から全国から自主的な応援申出が寄せられるため、それらのボランティアを円滑、 効果的に受け入れる体制を整備する必要がある。

※平成28年熊本地震(平成28年4月16日本震発生) 益城町ボラセンの状況

- ・益城町社会福祉協議会が中心となり、4月21日にボランティアセンターを開設
- ・全体スタッフ数は40人、うち益城町社協プロパー職員は16人
- ・中央共同募金会等で設置されている「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(通称支援 P)」から 専門家派遣
- ・近隣県の社協職員が応援を実施
- ・交代で休みをとるため、運営側スタッフが不足しがちとなり、ボランティアをスタッフとして補充
- ・受入れ実績は、概ね土日500人~600人、平日200人~400人程度
- ・当初はニーズに対して2倍3倍のボランティアが来所し、受入れできずに帰ってもらう状況

「関西広域連合支援活動の記録」を参考に記載

1 ボランティア活動の内容

ボランティアの種別ごとのそれぞれの活動内容、対象者等は下表のとおりである。

区分	一般ボランティア	専門職ボランティア団体	技術系プロボノ団体
定義	専門的な知識や経験を必要とし	専門的な知識や技術を必要と	災害復旧支援の経験があり
	ない被災者支援活動を行なうボ	する災害救援活動を行なうボ	専門的技能、活動資機材を有
	ランティア	ランティア団体	する NPO、NGO 等の団体
活動	●がれき撤去	●介護ボランティア	●一般ボランティアでは対
内容	●被災者宅の片付け	(介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー)	応できない危険を伴う作業
	●仮設住宅への引越し支援	●手話通訳ボランティア (手話通訳者) ※前橋手話サークル連絡会	(経験と知識、専門の資機材
	●避難所での高齢者、障害者の介	●点訳ボランティア	で復旧支援)
	助	(点字) ※点訳奉仕サークル	
	●子供の遊び相手	●外国語通訳ボランティア	
	●炊き出し	(外国語通訳者) ※観光物産国際協会 等	プロボノとは、各分野の専門家が職
	●物流拠点における支援物資荷		を活かして社会貢献するボランティ
	下ろし、仕分け、積み込み 等		ア活動全般
			日本財団・支援 P・JVOAD・
対象者	一般市民等	各種専門職団体	ピースボート災害ボランテ
			ィアセンターなど支援団体
募集·受	災害ボランティアセンター	各 班	災害ボランティアセンター
入・調整	火音小フンティア ピングー	(ボラセンと情報共有)	火音小フンテイアセンター

2 災害ボランティアセンターの設置・運営

全国からのボランティア活動の拠点とし、一般ボランティアの受給調整を行い活動の支援をするため、災害ボランティアセンター(以下「災害VC」)を設置する。災害VCの設置・運営は前橋市社会福祉協議会を主体に実施するが、本受援計画では災害VCの概要及び市の支援内容を定めることとする。

(1)設置の決定

市災害対策本部は、発災後の被害状況等から一般ボランティアの受入れが必要と判断した場合は、市社会福祉協議会と協議し災害VCの設置を決定する。

設置の判断は被害の規模にもよるが、発災後概ね24時間以内に行なう。

(2) 運 営

市災害対策本部は、災害VCの開設及び運営を前橋市社会福祉協議会に要請する。

市社会福祉協議会は、要請に基づき災害VCを開設し運営を行う。災害対策本部生活班(生活課)は、災害VC運営の支援を行う。

開設は発災後概ね3日以内に開始できるよう協議、準備を行なう。

(3) 設置場所

○本部

- ・前橋市総合福祉会館 前橋市日吉町二丁目17番10号 3Fボランティアセンター
- ・前橋市日吉体育館 前橋市日吉町二丁目17番地12
- ○サテライト会場候補

活動地域内にサテライト会場を設け、ボランティアに活動場所指示等を行う

・支所市民サービスセンター、運動場など

(4) 運営スタッフ

災害VCの運営は以下の職員により行なうが、状況に応じて一般ボランティア希望者にも 運営支援を依頼する。

- ・前橋市社会福祉協議会職員
- 県内外応援社協職員

· 前橋市職員(支援)

(5)業務の概要

- ①市災害対策本部(生活班)との連絡調整(情報収集、情報提供)
- ②群馬県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ③ボランティア団体との連絡調整
- ④ボランティアニーズの受付

- ⑤一般ボランティアの募集、受付、活動調整
- ⑥ボランティア保険の加入手続き
- ⑦災害派遣等従事車両証明書のための災害ボランティア証明書の発行

3 ボランティア活動依頼

災害対策本部生活班(生活課)は、発災後各フェーズにおいて、必要とされている個別支援の 内容を把握するとともに、災害対策本部各業務に必要な支援をとりまとめ、災害VCへ要請を行 なう。

<本部業務でボランティア支援を想定する業務>

- ・物流拠点施設における物資の荷下ろし、仕分け、積み込み、駐車場整理
- ・指定避難所運営支援(物資の荷下ろし、仕分け、清掃、炊き出し、物資の支給など)
- ・福祉避難所運営支援(介助の補助)

参考: 災害派遣等従事車両証明書発行のスキーム 資料編参照

様式・資料編

1 資料

- ・H30.7 豪雨対口派遣、中核市市長会派遣
- ・費用負担(平成30年中核市市長会まとめ)
- ・(参考) 中長期派遣業務一覧(自治法派遣)
- · 各避難所備蓄物資一覧
- ・物資調達に関する協定締結企業一覧
- ・物流に関する応援協定
- ・災害派遣等従事車両証明書発行のスキーム
- ・関係法令

2 各様式(人的支援)

様式2 応援受援管理帳票(応援団体→受援班)

様式3 応援要請・受援状況表

様式4 受援状況報告書

様式5 応援者名簿

- 様式1 応援要請・報告シート(各班→受援班) ★市各班から受援班に要請及び報告時に使用
 - ★応援要請後、各団体から提出
 - ★受援班とりまとめ用 各班要請に対する応援決定状況
 - ★受援の開始時、終了時に受援班に報告
 - ★各班で応援者管理

※様式については、応援・受援の調整役となる県と同様の様式を用いる必要があるため、一部県指定様式としている。

3 各様式(物的支援)

様式6 他市町村支援物資 避難所配送一覧表

様式7 配送連絡表

〇平成30年7月豪雨(7月7日発災)支援の記録

1 被災市区町村応援職員確保システム

(全国知事会資料より)

7月8日 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき総務省、全国市長会、全国町村会、指定 都市市長会等と情報収集

7月9日 全国知事会から静岡県、三重県、神奈川県、千葉県、香川県、埼玉県へ対口支援を要請

7月11日 全国知事会から大分県、宮城県へ対口支援の要請

7月13日 全国知事会から新潟県、北海道、福岡県、熊本県へ対口支援の要請

7月18日 全国知事会から茨城県へ対口支援の要請

7月23日 全国知事会から長崎県へ対口支援の要請

(1) 災害マネジメント総括支援員の派遣

被災市町村		派遣団体	派遣時期				
岡山県 倉敷市 熊木		熊本市	7月8日~12日				
広島県	呉市	兵庫県	7月9日~19日				
		静岡県	7月20日~8月15日				
	海田町	富山県	7月13日~19日				
	竹原市	浜松市	7月9日~14日、7月23日~29日				
	坂町	川崎市	7月8日~19日				
		千葉市	7月20日~8月1日				
	府中市	宮城県	7月13日~23日				
	江田島市	石川県	7月10日~15日				
愛媛県	大洲市	東京都	7月10日~15日				
		香川県	7月14日~27日				
	西予市	横浜市	7月9日~20日				
		熊本市	7月21日から8月17日				
	宇和島市 徳島県		7月9日~8月13日				

(2) 対口支援

	皮災市町村	応援団体	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/20	7/30	8/10	8/21	8/30
岡	岡山市	横浜市							18	17	1		
山	倉敷市	東京都	22	53	53	57	58	58	72	43	18	9	
県		埼玉県	10	10	10	10	10	16	20	14	6	6	
		福岡市	50	50	90	40	40	60	27				
		新潟県							17				
	総社市	仙台市	5	9	9	5	5	7	18	14	4	6	
		新潟市	5	3	3	22	23	24	23	23	20	15	
	高梁市	神奈川県	10	10	10	10	20	10	10	10	10		
	矢掛町	千葉県	4	4				4	4				

衤	皮災市町村	応援団体	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/20	7/30	8/10	8/21	8/30
広	呉市	静岡県	16	14	14	14	14	14	14	40	40	25	
島	海田町	富山県	7	11	11	11	11	11	10	7	5	5	
県		茨城県							11	10			
	竹原市	浜松市	4	4	4			5	14	10			
	熊野町	三重県	10	10	10	21	13	13	27	32	15	9	
	坂町	川崎市	11	11	18	12	11	18	18	12			
		千葉市							2	2			
	江田島市	石川県	3	5	13	11	11	12	13	4	2		
	三原市	名古屋市	4	4	2	4	12	25	25	28			
	尾道市	長野県	3	3	3	3	3	3	6	6	3	4	
	東広島市	愛知県	8	4	2	2	2	2	14	20	3		
	府中市	宮城県		2	2	2	19	26	32	12			
	安芸高田市	北海道							3				
愛	大洲市	香川県			2	2	2	10	14	21	16		
媛	西予市	熊本市	24	29	31	31	34	34	27	33	32	20	
県	宇和島市	徳島県	3	7	9	7	11	10	13	16	11	9	
		大分県	2	17	17	15	15	15	30	15	30		
		福岡県							22	21	15	9	
		熊本県							2	15	14	14	
	松野町	長崎県								7			

2 中核市市長会 災害時相互応援協定

〇7月19日 倉敷市から豊田市(会長職務代理)に応援要請

期間:可能な限り早期~8月31日

人員:76人/日

業務:避難所運営、災害廃棄物撤去 物資運搬、

ボランティア管理業務等

→ 各中核市に各2名派遣

依頼業務	希望人数 (1日あたり)	内容	備考
遊騨所運営	40人	避難所の管理,被災者へ の支援等	19避難所で2交代勤務 8:30~20:45 20:30~翌8:45
災害廃棄物撤去		集積場の場内誘導等	被災者が持ち込む災害ゴミの 集積の誘導・荷下ろし補助
物資運搬	30人	支援物資の運搬等	避難所等への必要支援物資の 運搬・積み下ろし、倉庫での在 庫確認
ボランティア 管理	6人	ボランティアセンター の業務支援	ボランティア受付,業務マッチ ング,被災地への誘導等

3 倉敷市への支援業務内容(7月7日発災 → 8月5日現在)

・自衛隊風呂

• 避難所運営 • 情報発信(冊子作成) · 危機管理室支援

・毛布回収 ・広報車 住宅応急修理、みなし仮設等受付

·物資運搬(地区公民館) · 真備支所支援 • 連絡便(避難所) 災害ごみ誘導

物資集積場

・災害ごみ収集運搬補助 ・ボラセン

• 生活再建支援金受付

〇費用負担(平成30年7月豪雨 中核市市長会まとめ)

激甚指定災害

3-2 応援経費の負担の整理(案)	放極指定炎音			
応援の区分	主な経費	国県の財源措置	応援要請市へ求償	必要な書類
72	主な経費 ①主食(米穀、弁当、パン等)、副食費 (調味科等)の購入費 ②飲料水(ペットボトル等)の購入費 ②飲料水(ペットボトル等)の購入費 ③燃料費 ④機械、器具器物及び備品の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費(炊飯器、鍋、やかん等の使用謝金・借上科、包装紙、使い捨て食器等の購入費)等 び適用水の緊急応援経費(水道施設の復旧は対象外)等 ①被服、寝具、身の回り品(洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等)②日用品(石鹸、歯磨き、ディ۶シュペーパー、トレットペーパー等)③炊事用具及び食器(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等)④光熱材料(マッチ、プロパンガス等)⑤その他消耗機材等 ①物資購入費(補充の場合を含む。)②時間外勤務手当 ③輸送費・旅費(運賃、宿泊費等)・自動車燃料費・通信運搬費等 ①時間外勤務手当	国県の財源措置 災害救助法の規定により応援都道府県を 通じて被災都道府県へ全額求債(プッシュ型 支援を含む。)	応援要請市へ求償 ※災害救助法で全額補償されるため不要	・支出証拠書類(写) ・費用の内訳 ・支出証拠書類(写) ・費用の内訳 ・支出証拠書類(写) ・費用の内訳 ・支出証拠書類(写) ・時間外動務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料 ・支出証拠書類(写) ・時間外動務手当については、職員別
6 物資配送仕訳	③自動車賃借科 ④自動車燃料費 ⑤消耗品 ⑥通信連搬費(電話、配送委託科等) ①時間外動務手当 ②旅費 ③自動車賃借科 ④自動車燃料費 ⑤消耗品 ⑥通信連搬費(電話等)			計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料 ・支出証拠書類(写) ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料
7 その他の応援 (家屋被害認定調査、罹災証明の受付、災害 廃棄物の受入調整、避難所の連絡調整、リ エゾン業務等)	①時間外勤務手当	応援市から特別交付税を申請	応援に要した経費の全体額から特別交付税 の算定方法により算定した額を差し引いた 額。 (中核市災害相互応援協定及び同実施細目 の規定により応援市の負担となるものを除 く。)	支出証拠書類 (写) ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料

〇 (参考) 熊本地震における中長期派遣業務 (自治法派遣) H29.5 九州地方知事会「熊本地震に係る広域応援検証・評価について」より抜粋

(2) 熊本県内被災市町村分

① H28.6.20要請分(熊本市以外の被災市町村)

職種	業務名	主な業務内容	派遣人数
	税務関係	・固定資産税、個人住民税等の減免事務等	7
	公費解体撤去関係	・家屋解体に伴う事務処理及び現場対応	8
	住宅関係	・応急仮設住宅入居手続き、運営管理・被災公営住宅の改修事務	6
一般事務	農業関係	・災害関係補助事業用務(園芸・畜産等)・被災に伴う転用業務や農業委員会運営業務	1
	用地関係	・災害復旧業務に係る用地補償業務	3
	被災者生活再建	被災者生活再建支援事務、災害救助法関連事務	4
	その他	入札契約、公共交通 等	3
		小計	32
	道路等災害復旧	・道路、橋梁、河川の災害復旧に係る調査設計、災害 査定、工事発注、工事監理	32
	公園等災害復旧	・公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	6
土木	下水道等災害復旧	・下水道施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、 工事発注、工事監理	8
	区画整理	区画整理監理業務	1
		小計	47
建築	市町村立施設災害復旧	・各種公共施設、文教・社会体育施設等の災害復旧に 係る設計、工事発注、工事監理	11
農業土木	農地・農業用施設災害復旧	・農地、農業用施設、牧野、農道等の現地確認、災害 査定、設計、工事発注、工事監理	8
保健師	被災者ケア	・仮設住宅入居者等のケア (健康管理、栄養管理等)	4
水道	水道災害復旧	・水道施設、設備の本復旧業務等	3
		計	105

② H28.7.22要請分(熊本市のみ)

職種	業務名	主な業務内容	派遣人数
	税務関係	・固定資産税(家屋の滅失・損耗調査、減免に係る所要の調査等)	12
一般事務	その他	被災住宅の応急修理に係る業務(受付~完了検査)	22
		小計	34
土木	宅地災害復旧	・宅地復旧(擁壁設置(撤去)、土地の整形、法面整 形及び保護等)に係る設計、査定、発注、監理等	6
建築	市立施設等災害復旧	・被災学校施設、被災住宅の応急修理に係る業務(受付~完了検査)	9
		計	49

〇各避難所備蓄一覧

※発災時、最新の一覧を確認すること

		※元火吋、取初の一見で唯能すること
品 名	備蓄数	イメージ
アルファ米	400食	The state of the s
(白飯)		日 版 ドライカレー
アルファ米	200食	
(ドライカレー)		
アルファ米	200食	the CTT (1928 HARS)
(梅かゆ)		アルギー物27端 不便用 ・ 四
保存用ビスケット	780食	(日本) ココナック別は (日本) ココナック別は (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)
ライスクッキー	816食	(明年) (明年) → トーニン
or リッツ	or 840食	■ 100 元 1
食料合計	約2,400食	保存水 ・
飲料水(500m I)	1,392本	
毛 布	100枚	
アルミマット	1 4 4 枚	
アルミブランケット	600枚	
簡易トイレ	5基	MICORE WE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE
トイレテント	3基	PART AND
便袋	2,100枚	The second secon
トイレットペーパー	32ロール	
ガスコンロ	2個	
ブルーシート	2 0枚	
発電機	2基	
ガスカセット	36本	
エンジンオイル	1 缶	Brown.
照明	1基	HONDA DE LES
パックタオル	500枚	

○拠点倉庫等備蓄物資一覧

※発災時、最新の一覧を確認すること

備蓄場所	圧縮下着 (男)	圧縮下着 (女)	生理用品	トイレットペーパー	大人用おむつ	子供用おむつ
グリーンドーム			73,304 枚		2,278 枚	15,686 枚
消防局	500 枚	500 枚				
西消防署			5,040 枚	2,250 □-ル		
総合福祉会館					1,033 枚	1,248 枚
公園管理事務所						7,648 枚
城南支所	300 枚	200 枚				
大胡支所	100 枚	100 枚				
宮城支所	200 枚	200 枚				
粕川支所	200枚	200 枚				
合 計	1,300 枚	1,200 枚	78,344 枚	2,250 🗆 - 1	3,311 枚	24,582 枚

○物資調達に関する協定締結企業一覧

協定締結先	食糧	水	物資	協定書記載	上段:TEL、下段:FAX
(44) -11 / 2 -7				応急生活物資	027-210-0110
(株) ベイシア	0	0		(即席麺、飲料水、缶詰、乾麺等)	0 2 7 - 2 1 0 - 0 1 4 8
(株) フレッセイ	0	0	0	営業拠点で保有する在庫物資	0 2 7 - 2 6 5 - 3 1 1 1
(M) DD9 E1		O	O	古来拠点に依付する仕岸初貝	0 2 7 - 2 6 5 - 4 8 9 2
生活協同組合コープ	0	0	0	 食料品、食器類、日用品、他	0 2 7 7 - 5 2 - 9 6 1 8
ぐんま				A THE ALLOW IT THE TO	0 2 7 7 - 5 4 - 1 2 7 0
ユニー(株)	0	0	0	 食料品、食器類、日用品、他	0 2 7 - 2 2 6 - 8 8 1 1
(けやきウォーク)					0 2 7 - 2 2 6 - 8 8 1 2
コストコ	0	0	0	別表あり	027-287-4700
ホールセールジャパン				食糧、扇風機、大型ストーブ等	027-287-4701
(株) クスリのマルエ	0	_	_	 介護食、流動食、病者用食品、離乳食	0 2 7 - 2 8 3 - 2 2 2 8
					0 2 7 - 2 8 3 - 7 0 0 3
サンヨー食品 ㈱	0	_	_	即席麺20万食	0 2 7 – 2 2 0 – 3 4 5 1
					0 2 7 - 2 2 0 - 3 4 4 9
コカコーラ	_	0	_	飲料水の供給	携帯
イーストジャパン(株)					0278-96-1470
北関東ペプシ	_	0	_	飲料水の供給	0 2 7 - 2 5 2 - 1 4 4 5
コーラ販売(株)					027-252-7117
(株)伊藤園	_	0	_	飲料水の供給	027-265-3351
NPO 法人				別表あり	0 2 7 - 2 6 5 - 3 3 5 0
コメリ災害対策センター	_	0	0		
コスラグ音列派にフラ				ブルーシート、飲料水、など	027-231-2179
星野総合商事 ㈱	_	_	0	生活必需品	027-231-2179
					0495-88-7100
(株)カインズ	_	_	0	生活必需品	0495-88-7875
(株)スズラン					0 2 7 - 2 3 3 - 1 1 1 1
百貨店前橋店	_	_	0	寝具、衣類、日用雑貨、他	027-233-3303
前橋生鮮食料品				(炊出し想定)	027-261-3311
総合卸売市場	0			野菜果実、魚介類	027-261-5053
1011121121				(炊出し想定)	027-231-333
(株) 松島商店	0			カット野菜、 ※パックサラダ可	027-226-5985
V 1= 1 ==	_			(炊出し想定)	0 2 7 - 2 6 1 - 3 0 0 0
前橋市農業協同組合	0				027-261-2510
	1	l	<u> </u>		

○物流に関する応援協定

協定締結先	協定書記載	上段: TEL、下段: FAX
群馬県トラック協会	・緊急輸送の協力	027-261-8150
前橋支部	・糸心制込り励力	027-261-8130
赤帽群馬県軽自動車	・緊急物資輸送業務	027-253-6872
運送協同組合	*	027-252-7523
日本通運㈱		027-267-0385
		027-267-0389
佐川急便㈱	・輸送拠点としての施設利用	0 2 7 - 2 9 0 - 4 8 0 0
	・受入れ、仕分け、配送	027-290-4822
関東西濃運輸㈱	・一時保管	0 2 7 - 2 6 8 - 5 5 1 1
	・専門家派遣	027-268-5518
ヤマト運輸㈱		027-265-7733
		027-265-7756

参考:災害派遣等従事車両証明書発行のスキーム

災害時には外部から支援を受け入れるため、高速道路を無料化する仕組みがあり、道路整備特別 措置法施行令第 11 条に基づき国土交通大臣が対象車両を告示している。

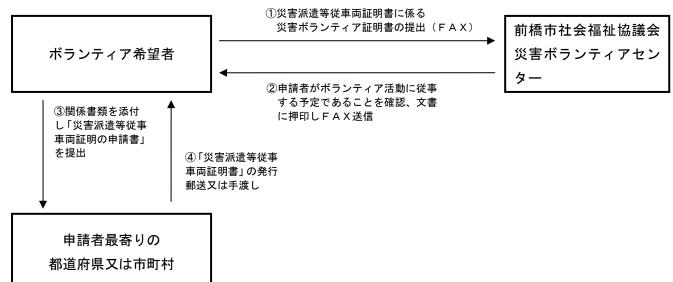
三 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両(これらの活動に係るボランティア活動であって地方公共団体等が要請したもののため使用する車両で当該道路を管理する道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」という。)第2条第6項に規定する会社等(以下「会社等」という。)又は法第18条第4項に規定する有料道路管理者(以下「有料道路管理者」という。)が料金を徴収することが著しく不適当であると認めたものを含む。)で緊急自動車以外のもの

無料通行を行なうには、災害従事車両証明書を提示する必要が有り、証明書は自治体が発行する。 災害発生後、群馬県知事が NEXCO 等と協議の上、全国の都道府県知事に証明発行の協力を依頼することとなる。

H28.4.17 熊本県通知「平成28年熊本地震に伴う被災地救援等のために使用する車両の取扱いについて(依頼)」

- ・各高速道路会社が管理する有料道路を使用したい旨の申し出があった場合は、貴都道府県あるいは貴道 府県内市町村において従事車両証明書を発行を依頼
- ・平成28年4月17日から平成28年6月30日まで
- ・対象車両は ①自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部(物資集積所を含む)への救援物資等を輸送するための車両、②自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両、③自治体が災害救援のために使用する車両に限定 ※ボランティア活動に関する車両については、4/21 付けで追加で対象とされた。

ボランティアの場合は、ボランティアの申出があったということを被災地ボランティアセンターが証明した上で、従事車両証明書が発行される。



(上記※注のFax送信記録をもって災害ボランティアセンター等が発行した証明とする。

Emailの場合は、メール本文を添付して災害ボランティアセンター等が発行した証明とする。)

熊本

(様式)

($(F \Delta Y)$	$\cap \cap \cap$	-000-	-()()()
١	$(\Gamma A A)$		_()()()_	_()()()()())

社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会

- ○○災害ボランティアセンター
 - (○○復興支援センター) 御中

下記の日時において、災害派遣等従事車両証明書発行に係るボランティア活動を行う予定であることを確認願います。

記

		, 1	
1	依頼日	平成 年 月 日()	
2	(フリガナ) 依頼者氏名		
3	連絡先	〒 TEL: FAX: Email:	
4	活動日時	平成 年 月 日()から 平成 年 月 日()まで	
5	活動場所	※ 活動場所を具体的に記入	
6	活動内容 ※ 右の活動の みが無料通行の 対象	・() における]

事務連絡

平成 年 月 日

社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会
○災害ボランティアセンター(○○復興支援センター)

貴殿のボランティア活動について、以上のとおり受入予定であることを確認いたしました。

この文書では高速道路を無料で通行できません。

高速道路を無料で通行するためには、この文書を添えて、各都道府県・市町村の 担当窓口において、**災害派遣等従事車両証明書**の発行を申請してください。

担 当:○○災害ボランティアセンター(○○○○)

T E L : 000-000-0000 F A X : 000-000-000

災害派遣等従事車両証明の申請書

様

平成 年月 日

申請者 住 所 法人名

代表者名

£ρ

電話番号

平成28年態本地震による災害救助のため、各高速道路会社が管理する有料道路を通行します。

1	使用予定年月日	平成 平成	年年	月 月	日()から 日()まで	
2	通行予定道路名					自動車道
3	予定区間			I	c ~	ΙC
				I	c ~	IC
4	乗車责任者の職・氏名	職			氏名	
5	同乗者の職・氏名	職			氏名	
б	車両登録番号					
7	申請枚数					枚
8	活動内容					

注、車両1台につき1枚必要となります。

添付書類:(国等からの委託の場合)委託内容、行程が分かる書類

(その他の場合)行程、被災地の受入れ体制、組織の概要が分かる書類

(ボランティアの場合) 受付ボランティアセンターの証明書

	災害派遣等従事車両証明書					
発行番号						
通行年月日						
道路名 及び区間	道路名 入□IC名→出□IC名 道 IC →	道 I C				
乗車責任者の 所属、氏名						
車両登録番号						
備 考	・入口では「一般」レーンまたは「E ンで通行券を受け取り、出口では「- は「ETO/一般」レーンで本証明記 にお渡しください。 ただし、首都高速道路が阪神高速道 社管理の有料道路等、入口で料金椿等 合には入口で本証明書を係員にお渡り ・ETO車載器にETOカードを挿入し 一般」レーンを通行すると、一時停止 ても課金され、無料措置の適用が受り ・本証明書に記載の入口IC、出口I きません。(途中での出入りは不可)	・般」レーンまた ないまでは、地方道路公 ないまを行っている場 したまま「ETC/ とした場合であっ けられません。 には外の利用はで				
この車両は.	、平成28年熊本地震に伴う災害派遣等値 明する。	従事車両で				
平成 年	: 月日					
	発行者の職 氏 名	£ρ				

関係法令:災害対策基本法

(1) 前橋市 → 他市町村

(他の市町村長等に対する応援の要求)

- 第67条 <u>市町村長等は</u>、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を 実施するため必要があると認めるときは、<u>他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることが</u> <u>できる</u>。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な 理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(2) 前橋市 → 群馬県

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第68条 <u>市町村長等は</u>、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を 実施するため必要があると認めるときは、<u>都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対</u> <u>策の実施を要請することができる</u>。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実 施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒ん ではならない。

(3) 群馬県 → 県内市町村

(都道府県知事の指示等)

- 第72条 <u>都道府県知事は</u>、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に 行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、<u>市町村長に対し、応急措置の実施に</u> ついて必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- 2 <u>都道府県知事は</u>、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、<u>市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めるこ</u>とができる。
- 3 前2項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急策の実施 については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(4) 群馬県 → 他都道府県

(都道府県知事等に対する応援の要求)

- 第74条 <u>都道府県知事等は</u>、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急 対策を実施するため必要があると認めるときは、<u>他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を</u> <u>求めることができる</u>。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県 知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事 等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた 都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(5) 群馬県 → 内閣総理大臣 → 他都道府県、市町村

(内閣総理大臣による応援の要求等)

- 第74条の2 <u>都道府県知事は</u>、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第72条第1項の規定による指示又は同条第2項若しくは前条第1項の規定による要求のみによつては 災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、<u>内閣総理大臣に対し、他の都道</u> 府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事 知事」という。)又は当該災害が発生した市町村の市町村長 村長」という。)を応援することを求めるよう求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害 発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要がある と認めるときは、<u>当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県</u> 知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の 実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合に おいて、その事態に照らし特に緊急を要し、第1項の規定による要求を待ついとまがないと認め られるときは、<u>当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、</u> 当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。こ の場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知す るものとする。
- 4 <u>災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は</u>、前2項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、<u>当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、</u> 当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
- 5 第2項又は第3項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の 実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。
- 6 第4項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。
- (6) 群馬県 → 指定行政機関、指定地方行政機関

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第74条の3 第70条第3項に規定するもののほか、<u>都道府県知事は</u>、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、<u>指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる</u>。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

応援要請・報告シート

(各部 ⇒ 災害対策本部事務局(受援班))

(1)人的支援

- ※部内調整を行なってもなお人員が不足し、人員調整が必要な場合は「応援要請」に 〇をして提出すること
- ※専門職等で各部で直接応援要請を行なった場合は、「報告」にOをして提出すること (要請済先、根拠を併せて記入して提出)

広坪亜語	共民	<u>#</u>	要請済先
心饭女胡	ŦIX		根拠

作成日	00月00日00時	00月00日00時								
業務名	家屋被害認定認	周査業務				担当班	調査班			
活動内容	市内の被災した	一家屋について、初	被害程度の認	定調査(二	次調査)を	を行なうもの)			
応援者に求める 職種・資格等	資産税 家屋評	<i>価経験者</i>								
必要人員	5	50 <i>)</i>	要請期間		04月	110日~04月。	30 日			
指揮調整体制	指揮命令者	資産税課 〇〇詞	連絡先 <i>TEL:</i> FAX:							
1月1年明 在 14月1	受援担当者	資産税課家屋第-	-係 00係	長	メール	0000@c	ity.maebashi.lg.jp			
参集場所	前橋市役所本戶	广舎11F会議室								
応援者必要物品	下げ振り、デジ	下げ振り、デジタルカメラ、雨具等								
宿泊先の確保	なし									
その他特記										

災害対策本部受援班記入欄

区分	人数
庁内調整	20
外部応援	30

要請日、要請先

→ 4/1 群馬県

(2) その他協定等に基づく支援要請(報告)

業 務 名			担当班	
業務内容				
要請先	社団法人 OO協会	要請期間		
要請根拠	災害時の〇〇〇〇支援に関する	協定		

応援受援管理帳票

(送信	先)						(本欄は本帳票を	他団体等に転送する	場合に使用)
							〇送信日時 :	月日	寺	
							〇送信者 :			
							〇送信者連絡先:			
. г	応援側」	資源	原情報(①) ~ (14)			i			
①応措	爰組織・帰	た 援個	人名(ふり	がな)						
②所在	王地	Ŧ	_		都道 府県					
							電話			
③担≌	当者名(え	ふりが	な)			④担当者連絡先	FAX			
							メール			
<u> </u>						-				
ID	⑤応援 区分	⑥ ជ	5援内容(」	具体的名称を記 <i>力</i>	⑦内容量	⑧派遣・送付先	⑨出発予定(上) 到着予定(下)	⑩派遣・送付手段	⑪終了予	定日
1	人的						月 日		月	日
	物的						月 日			
	人的						月 日		月	日
	物的						月日			
	人的 物的						月日		月	日
	人的						月日		月	日
	物的						月日		7	П
	人的						月 日		月	日
	物的						月 日			
	人的						月 日		月	日
	物的						月 日			
	人的						月 日		月	日
	物的						月 日			
	人的						月 日		月	日
	物的						月日			
	人的 物的						月日		月	日
	人的						月日		月	日
10	物的						月日		,,	П
①応担	l1	もづく	協定等(あ	る場合)	I			ı	1	
(_	上記すべて	てでな	い場合はIC)を明記)						
①有值	賞の応援									
(1	質の場合	計はID	及び金額(単価×数量を記	入)					
14)備ま	_									
(‡	寺別な形態	まの支	援など特記	事項)						
. г	受援側」	資源	情報(①	(a)~(18)						
①受信				(24時間標		・受信者名(ふりだ				
①受信	言者連絡兒	<u> </u>	日	時 内線	分 部局名	外線	名前			
				FAX			メール			
18備ま	与									

3. データセット入力者の記入情報 (⑩~②)

⑲書類番号(固有ID)	⑩入力者名	②備考	
\$	Ł	t	

応援要請・受援状況管理表 株式3 ○月○日○時現在

ア 各班からの要請内容(様式1応援要請・報告シートから転記) ウ 応援が決定した団体(様式2応援受援管理帳票から転記) イ 要請済先 エ 各班報告 応援受援管 応援決定団体 人数 出発予定 到着予定 終了予定 要請 受入 受入 各班要請業務 担当課 内線 職種 期間 集合場所 要請先 要請人数 理帳票No 備考 班名 担当者 人数 開始 終了 報告 1 7 **(9**) 9 11 教)総務課 市役所10F 練馬区 練馬区 4月11日 4月18日 0 1 要請 教育管理班 避難所運営業務 ●●係長 1111 不問 50 4/11~4/18 10 1 10 4月10日 0 県 40 2 ●●県 4月11日 4月18日 0 0 20 4月10日 0 3 ●●市 4 4月10日 4月11日 4月18日 0 4月10日 4月11日 4月18日 0 0 4 ●●市 4月11日 4月18日 0 0 5 ●●市 4 4月10日 4月11日 6 ●●市 4 4月10日 4月18日 0 0 0 7 ●●市 4 4月10日 4月11日 4月18日 0 2 要請 調査班 被害認定調査業務 資産税課 ●●係長 2222 家屋調査経験者 50 4/15~4/30 市立前橋高校体 50 ●●市 4月15日 4月14日 4月30日 0 8 10 ●●市 4月14日 4月30日 0 9 10 4月15日 0 10 ●●市 10 4月15日 4月14日 4月30日 ●●市 4月14日 4月30日 0 11 4月15日 10 ●●市 4月15日 4月14日 4月30日 0 12 10 3 報告 水道局 **応急給水** 経営企画課 ●●係長 水道技師 20 4/11~4/15 水道局 日本水道協会 3333 0 0

受援状況報告書

(各部 → 災害対策本部事務局(受援班))

- ※各班において応援の受入れ開始時に、本様式により受援の状況を災害対策本部事務局へ報告 すること
- ※本部事務局から指示があった場合を除くほか、受援が終了した場合も本様式により報告すること

業 務 名		
	受援担当者	
担当班	連絡先	
業務内容		
団体名		
人員数		
受援開始日		
受援終了日		
活動場所		
費用支払状況		
備考		

応援職員等名簿

(提出不要 各班保存)

業務名

No	団体名	氏 名	活動場所	宿泊場所	期間
1	〇〇県〇〇市	00 00	〇〇町〇丁目	〇〇ホテル (〇〇市)	自:00月00日 至:00月00日
2					自:00月00日 至:00月00日
3					自:00月00日 至:00月00日
4					自:00月00日 至:00月00日
5					自:00月00日 至:00月00日
6					自:00月00日 至:00月00日
7					自:00月00日 至:00月00日
8					自:00月00日 至:00月00日
9					自:00月00日 至:00月00日
10					自:00月00日 至:00月00日
11					自:00月00日 至:00月00日
12					自:00月00日 至:00月00日
13					自:00月00日 至:00月00日
14					自:00月00日 至:00月00日
15					自:00月00日 至:00月00日
16					自:00月00日 至:00月00日
17					自:00月00日 至:00月00日
18					自:00月00日 至:00月00日
19					自:00月00日 至:00月00日
20					自:00月00日 至:00月00日
21					自:00月00日 至:00月00日
22					自:00月00日 至:00月00日
23					自:00月00日 至:00月00日
24					自:00月00日 至:00月00日
25					自:00月00日 至:00月00日

他市町村支援物資 避難所配送一覧表 様式6 他市町村から支援物資の申出があった場合は、4トン以下での搬送を依頼 避難者が多い避難所への直接搬送を依頼

連絡受	市町村名	電話番号	担当者	出発予定 日 時	ト ラ Oトン	ラック <u>台数</u>	食 料	飲料水	粉ミルク	毛布	便袋	おむつ(子供用)	おむつ(大人用)	生理用品	その他①	その他②	その他③	直送避難所	避難所 受領連絡
4/1 10:00	●●県●●市	027-224-1111		4/2 AM			アルファ米 5,000食	ペットボトル 2,400本										桃井小	4/2 20 : 00
						1													
						1													
						-													
						-													
						<u> </u>													
						1													
						1													
						1													
						1													
						<u> </u>													
						-													
						1													
		<u> </u>		1		<u> </u>		l		l		L	I		l				

緊急支援物資配送連絡表

① 本	担当	管財班(市資産経営課) 〇〇
部 連 絡	TEL	027-224-1180
絡 先	FAX	027-224-1151

集積所担当者が記入

2	担当	物流拠点班(市公営事業課)〇〇
連集 絡積	TEL	
先所	FAX	

管財班が記入			管財班が記入
③配送先	避難所名称		指示日時
	住所		<i>集積所担当者が記入</i>
	TEL		⑤配送事業者

④配送物資内訳 管財班が記入

	4. 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	官别班	J'ALJ				
NO		品	名	1箱あたり数量	箱数	数量	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

避難所担当職員	
受領日付・サイン	

管財班(資産経営課):③、④を記入後、集積所へFAX又はメールで指示

集積所担当者:⑤を記入後、コピーをとりドライバーに渡す。1部は集積所で保管する。

避難所担当者:受領サインをして、預かってください。

ドライバー: 避難所で指定数量を荷下ろしし、受領サインを貰い、本書を避難所担当職員へ渡してください。

本部事務局へ〇〇小学校へ配送済みである旨電話にて連絡してください。

027-224-1180